消防試験研究センターだより vol.352

2016



年頭の辞

消防庁長官 佐々木 敦朗

新年を迎えて

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 北村 吉男

こだま

「学科改編と危険物取扱者取得に向けての取り組みについて」鳥取県立米子工業高等学校

仙台青葉まつり

仙台に春の訪れを告げる650年の 歴史ある祭りです。例年5月に開催さ れ、市内のメーイン道路を中心に、す ずめ踊りや仙台山鉾巡業、武者行列な どが華やかに繰り広げられます。

仙台箪笥

国の伝統的工芸品。江戸時代末期か ら製造され、ケヤキの木目を生かした木 地呂塗りと、竜や牡丹、唐獅子などの伝 統的絵柄を施した金具飾りが大きな特 徴となっています。









火伏の虎舞

650年前から行われている県北西部 中新田地区の伝統行事です。春先の強風 により大火が多く発生したため中国の故 事にならい、虎の威を借りて風を鎮め火 伏を祈願したのが始まりで、例年4月末に 開催されます。県指定無形民俗文化財。

気仙沼魚市場・カツオ

宮城県沖は黒潮と親潮が交差する金 華山・三陸沖漁場を抱え、豊富な魚介類 が漁獲されます。気仙沼漁港でも多くの 魚が水揚げされ、特にカツオは19年連 続で水揚げ量日本一となっています。

Contents

001

年頭の辞

消防庁長官 佐々木

002

新年を迎えて

一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 北村 吉男

003

こだま

学科改編と危険物取扱者取得に向けての 取り組みについて 鳥取県立米子工業高等学校

005

支部の広場

宮城県支部からお届け

topic

あれから400年…その4

山下 茂

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授 元自治省(現・総務省)消防大学校長

合格体験記

014

消防庁の通知・通達等

017

業務報告

10・11月の試験実施結果・免状作成状況

表紙によせて



松島 **五大堂**/表紙上段

日本三景・松島最古の文化遺構で、坂上田村麻呂が建立したとされていま す。現在の堂は、慶長9年(1604年)に伊達政宗が桃山式建築手法の粋を尽 くして再建したもので、現在、国の重要文化財に指定されています。雪の松島 も普段とは違った静寂に包まれ、幻想的な雰囲気を味わえます。



東北固有の工芸品・伝統こけしは、江戸末期頃、東北地方の温泉地で子供 のみやげ品として生まれたものと伝えられています。県内には、「鳴子」、「作 並」、「遠刈田」、「弥次郎」、「肘折」の5系統が「宮城伝統こけし」として、国の伝 統的工芸品に指定されています。

写真提供:宮城県庁観光課



2016 January vol.352

年額の辞



消防庁長官 佐々木敦朗

平成28年の新春を迎えるに当たり、平素から地域の安心・安全を守るため、消防防 災活動や消防関係団体業務などにご尽力いただいております全国の消防関係者の皆様 に、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

我が国の消防は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、着実に進展し、国民の安心・ 安全の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

一方、昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られたほ か、夏には各地で大雨被害が発生し、特に9月の関東・東北豪雨では茨城県常総市に おいて鬼怒川の堤防が決壊するなど、甚大な被害がもたらされました。

また、川崎市の簡易宿泊所火災や広島市の飲食店火災など、多数の方が犠牲となる 火災も発生しました。さらに、猛暑による熱中症の救急搬送人員数も、依然として高止 まりしています。

首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧される今日、消防に 対する国民の期待はますます高まっております。また、社会構造の変化に伴い複雑多 様化、高度化する事故から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、消防防災体 制を更に強化していく必要があります。

このため、消防庁では、緊急消防援助隊及び常備消防力の充実強化をはじめ、消防 団をはじめとする多様な主体による地域防災力の充実強化や火災予防対策の推進、消 防防災分野における女性の活躍促進などを中心とした施策に取り組んでまいります。

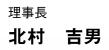
あわせて、今年開催される伊勢志摩サミットにおける消防・救急体制の確保や、 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた大都市等の安心・ 安全対策の推進など、国際会議や大規模イベントに対応するための危機管理体制の充 実強化も図ってまいります。

また、東日本大震災の発生から今年で5年となりますが、被災地では、依然として厳 しい状況の中で消防防災活動を強いられている消防本部もあります。被災地における消 防防災体制の充実強化も、引き続き手を緩めることなく推進してまいります。

皆様方におかれましては、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民 が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層のご支援とご協力をいただき ますようお願い申し上げます。

皆様のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただ きます。

新年を迎えて





平成28年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、年明けには北・東日本の日本海側の山沿いを中心とした豪雪、8月から9月 にかけての台風15号及び18号による豪雨、5月以降には口永良部島、箱根山、浅間山、 桜島、阿蘇山と全国各地で火山活動が活発化、さらに、地震も全国各地で続発し、また、 火災は5月の川崎市での簡易宿泊所火災や10月の広島市での飲食店火災などが発生し、 多くの尊い人命や財産が失われる災害・事故が年間を通して起りました。

われわれは安全で安心な社会生活の確保、維持を望んでおり、そのためには社会の あらゆる場所において災害、事故を予防する体制の確立と普段からの備えが大切とされ ています。こうしたことからも消防防災面における専門的な知識と技能を身に付けた者 が必要とされております。とりわけ危険物施設や防火対象物の安全性の確保のためには 優秀な危険物取扱者及び消防設備士を多数養成し、それぞれの業務に専念していただく ことが肝要と存じます。これらの有資格者を確保するため、資格試験の指定機関として の当センターの役割は極めて重要であるとの思いを強くしております。

当センターは、昭和59年10月に設立され、昭和60年から消防法に基づく危険物取 扱者試験及び消防設備士試験を全国で実施し、昭和63年度から同試験の合格者に対 する免状の作成業務を都道府県知事の委託を受けて実施して参りました。平成26年度 の受験申請者数は、危険物取扱者試験が約46万人、消防設備士試験が約10万人、免 状作成件数は危険物取扱者が約28万件、消防設備士が約4万件となっています。さらに、 平成17年度から全国一斉に実施しております予防技術検定は、年々増加し、今年度は 7.800人を超える受験申請者数となっています。

また、これまでの30年以上にわたり、当センターが業務を着実に遂行できて参りまし たのも、消防庁、各都道府県、消防本部等関係機関の皆様方のご支援の賜物であり、 深く感謝しております。

新年を迎え、私ども役職員一同、決意を新たに今後とも変貌する社会情勢に的確に 対応し、公正中立な試験機関としての適正な業務の遂行はもとより、個人情報取扱事 業者としての重責を深く認識し、関係各位のご指導のもと業務を遂行していく所存であ りますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方のさらなるご発展と本年が安全で明るい年となりますことを祈念申し上げ、年 頭の挨拶とさせていただきます。





鳥取県立米子工業高等学校

学科改編と危険物取扱者取得に向けての取り組みについて

大本 朋良(おおもと ともよし) 鳥取県立米子工業高等学校 都市環境科環境化学コース 環境エネルギー科

1. はじめに

本校は鳥取県の工業高校としては歴史のある学校で大正12年に開校式が行われ、平成24年に創立90周年を迎えました。その間現在まで14,000人を超える卒業生を輩出し、県内外で活躍しています。平成27年度の現在、全日制5学科で生徒が活躍しております。部活動や資格取得でも実績があり、この伝統と卒業生の活躍により、好景気・不景気にかかわらず高い就職実績をあげています。

2. 学科改編の取り組み

社会の変化や産業界における技術の進展や高度化に対応して、時代を先取りした学習内容となるよう積極的に学科改編をしてきました。また平成21年には校舎の全面改築を行い、中四国でも有数の設備を誇る工業高校となりました。現在は機械科、電気科、情報電子科、環境エネルギー科、建設科の5学科(各1クラス)を設置しております。

■表 1 平成以降の本校学科改編の変遷

	~平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平原	以15年	平原	找18年	<u> </u>	成2	21年	平原	战26年
	機械科	機材	戒科	廃科									
	193(174/1-1	電子板	機械科	電子機械科	メカトロ ニクス科		機	械科		機械科			
設	電気科				パワーエレク トロニクス科		電	気科	電気科				
置学	電子科	情報電子科		コンピュータ テクノロジー科		情報	電子科	校舎全	情報電子科			科	
科	工業化	化学科材料化		七学科	環境テク	環境化学 類型1/3	都市温	環境化学 コース1/2	面改築	都市環境科	環境化学コース1/2		環境 ルギー科
	土木科				クロジー科	土木類型 2/3	都市環境科	土木コース 1/2		境科	土木コース 1/2	建設科	土木コース 1/2
				環境デザイン		建築科			建	建築科		建築コース 1/2	

3. 資格検定の取り組み状況

各科では、電気工事士やトレース検定、ガス溶接、技能士など各科の学習内容に合わせて、積極的に資格取得に取り組んでいます。表2に平成26年度の資格取得状況を示します。また複数の資格取得により、全国工業高等学校協会ジュニアマイスター顕彰制度の称号を受ける生徒もおり、平成26年度はゴールドが7名、シルバーが14名の称号をいただきました。

■表2 平成26年度の資格取得状況

	1級	6	パハコン利用は後投党	1級	10
リスニング英語検定	2級	31	ハノコン利用技制快ル	2級	31
	3級	2級 31	19		
	1級	4	ITパスポート試験		7
	2級	17	基本情報技術者試験		2
計算技術検定	3級	157	測量士補		2
	語検定 2級 31 パソコソ利用技術検定 2級 2級 38 グラフィックデザイン検定 2級 17 基本情報技術者試験 2級 157 測量士補 4級 32 土木施工管理技術検定 2級(学科 4級 32) 技能士 3級債械保証 3級 124 日種 0 表種 2類 0 表種 2類 0 表種 2類 0 入種 2級	2級(学科)	1		
	1級	3	建築施工管理技術検定	2級(学科)	1
情報技術検定	2級	20	++48.1	3級(普通旋盤)	13
	3級	124	技能工	3級(機械保全)	9
	甲種	0		3級	1
	乙種1類	2	品貝官埕快 疋	4級	8
	乙種2類	0		1級	1
4 PA No 177 177 177	乙種3類	2		2級	1
危険物取扱者	乙種4類	15	トレース技能快ル	3級	1
	乙種5類	0		4級	1
	乙種6類	1		1級	2
	丙種	7		2級	7
(ガス溶接技能講習)		10	パソコンスピード認定試験	3級	5
基礎製図検定		26		4級	23
機械製図検定	1次	5		5級	2
成城袋凶快足	2次	5	- ロ大阪ロープロ初史試験	2級	1
第1種電気工事士	(筆記記録) 日本語ワープロ認定試験 進業	準2級	1		
另「 性电 以 上 争 上	技能試験(2次)	2	丁重切红耂	AI3種	1
第2種電気工事士	筆記試験(1次)	39	工争担任有	DD3種	17
第 4俚电双工争工	技能試験(2次)	33			



4. 危険物取扱者取得に向けての取り組み

私が本校に着任した当時(平成13年)、工業化学系最後の学科である材料化学科が最後の入学生を迎えました。当時は化学系の専門教科も多く、また学科の全員が化学系の主たる資格である乙種4類危険物取扱者試験を受けていました。ただ自主自立の精神が強い校風だったため、補講は行っておりましたが、かなり短い期間のみの補講でした。

それというのも、部活動が全般的に盛んで、全国大会を 目指す部活動も多く、補講の時間の確保が難しかったこと もあります。乙4の合格率はおよそ2割前後でした。

平成14年度からは材料化学科という1学科ではなく、土木類型と環境化学類型を持つ環境テクノロジー科という新学科に改編され、専門教科はほぼ2年次と3年次のみとなり、化学系の知識が乏しくなったせいか、乙種4類危険物取扱者の合格率は1割程度に下がってしまいました。

その後専門性を取り戻すべきとの反省から、類型ではなくコース制となり、化学の専門科目を増やすことができるようになると、環境化学コースでの合格者は増え2割を超え、さらに補講を充実させた結果、3割に近づくようになりました。

しかし昨年度から環境化学コースは専門科目のカリキュラムに半分電気系を入れた環境エネルギー科に学科改編し、また合格率が減少に転じてしまいました。表3は過去3年の学校全体での危険物取扱者試験の状況ですが、ここ数年上昇傾向であった乙種4類の合格率がかなり下がってしまいました。

今後は教員側の指導体制を拡充し、補講を増やして合格 者を増やしていきたいと考えています。



■表3 過去5年間の危険物取扱者試験の状況

	Ŧ							Z	種						→ 甲種	
	בויניזן 		4	類	1	類	2	類	3	類	5	類	6	類	4	作里
年度	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者	受験者
H26	13	7	89	15	3	2	1	0	4	2	2	0	1	1	2	0
1120	53.	8%	16.	9%	66.	7%	0.0)%	50.	0%	0.0)%	100	0.0%	0.0)%
H25	25	17	58	21	2	2	2	2	8	4	7	6	8	7	1	1
1125	66.7%		36.	2%	100	.0%	100	.0%	50.	0%	85.	7%	87.	5%	100	.0%
H24	25	18	117	32	2	2	3	1	4	3	3	1	21	19		
1124	72.	0%	27.	4%	100	.0%	33.	3%	75.	0%	33.	3%	90.	5%		
H23	19	15	89	29	12	2										
1123	78.	9%	32.	6%	16.	7%										
H22	22	13	58	15	7	4	9	3	3	2	7	2	7	3		
1122	59.	1%	25.	9%	57.	1%	33.	3%	66.	7%	28.	6%	42.	.9%		
合計	104	70	411	112	26	12	15	6	19	11	19	9	37	30	3	1
	67.	3%	27.	3%	46.	2%	40.	0%	57.	9%	47.	4%	81.	.1%	33.	3%

宮城県支部からお届け

○ はじめに(宮城県の概要)

あけましておめでとうございます。 本年もよろしくお願い申し上げます。

宮城県は、東北地方の南東部に位置し、東京駅から県庁所 在地の仙台駅まで新幹線で最速1時間34分の距離にありま す。

総面積は7,282.14㎡で、東に太平洋、西に奥羽山脈、その 間を県域の大部分を占める広大な仙台平野が形成され、そ の中央を東北自動車道と東北新幹線が南北に走る形になっ ています。

また、宮城県の気候は、平野が広がる東部は太平洋の海風 が入るため、夏の暑さや冬の寒さもあまり厳しくなく一年を 通じて比較的穏やかな一方、奥羽山脈のすそ野に当たる西 部は、山を越える季節風の影響を受け、県内では比較的寒く 雪の多い地域となっています。

歴史的には、今から1300年ほど前に陸奥の国と呼ばれた 東北地方の政治の中心となる役所(国府)が、現在の宮城県 多賀城市に置かれ、400年ほど前になると伊達政宗が仙台 城(青葉城)を築き、仙台藩の基礎をつくりました。

明治4年(1871年)には仙台県が置かれ、翌年に宮城県と なり、明治9年(1876年)から今の形の宮城県になっていま す。

○ 宮城県支部の現況

当支部は、仙台駅から北へ約2.7km、また、宮城県庁から同 じく北へ約1kmの距離にある宮城県仙台合同庁舎の5階に 事務所を構えています。

事務所は約70㎡と比較的広く、通勤もJRや仙台市の地 下鉄、バス等が利用できるなど交通の便にも恵まれ、職場環 境として良好な状況にあります。

職員は、支部長と職員3名の4名体制で、日々連携を図り ながら業務を進めています。

(試験監督員)

試験監督員は、現在、宮城県及び宮城県内各消防本部、エ

業高校のOBの方々79名にお願いしています。

人数的には概ね充足していますが、年々71歳以上の高齢者 が多くなり、今後、年齢的・体力的な面から試験監督業務に支 障・問題が生じることが危惧されることから、新たな試験監督 員の確保にも努めていますが、近年の県職員再任用の流れ等 もあり、十分な確保が図れていない状況にあることから、新た な対策も今後検討していきたいと考えています。

○ 試験業務の概要

当支部では、危険物取扱者試験を一般試験年7回(延10会 場)、特定試験年19回、消防設備士試験を年3回実施してい ます。

受験者数については、消防設備十試験は年々増加傾向に ありますが、危険物取扱者試験は東日本大震災の被災者に 対する受験料免除措置が講じられた平成23年度を除き年々 減少傾向にあり、全体としても減少傾向にあります。

この傾向は、危険物取扱者試験において、全受験者の40% 近くを占める高校生の受験が年々減少していることが主な 要因となっており、今年度も、県北部の工業高校4校が受験 生減少等の理由により1校に統合されるなど厳しい状況に ありますが、そのような中、これまでの学校訪問等に加え、セ ンターだより「Voice(こだま)」を活用した他校の取り組み 事例紹介、電子申請のPR強化、市町村広報誌への試験実施 計画の掲載強化等を積極的に推進し、受験者の確保に努め ています。

また、年々増加傾向にある消防設備士試験の実施回数を 今年度1回増やし年3回とするなど、全体としての受験者確 保にも努めていますが、今後もより成果の挙がる方策を検 討していきたいと考えています。

なお、受験者申請者数の推移は下記表1のとおりです。

■表1 年度別受験申請者数

(単位	į.	04)

	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
fā	5)	10,673	11,077	10,109	9,940	9,372
	うち高校生	3,839	4,884	3.899	3.510	2.885
	上記割合	36.0	44.1	38.6	35.3	30.8
	消防設備士	1,930	1,258	1,569	1,700	1,810
	計	12,603	12,335	11,678	11,640	11,182
	前年度比	H22=100	97.9	94.7	99.7	96.1



○ 免状業務の概要

免状業務については、平成20年度から「ハガキによる写真書換えのお知らせ」を実施しているほか、関係団体と連携し、消防法に基づく危険物取扱者保安講習及び消防設備士法定講習の際に書換え未了者を確認し、その場で書換え申請書を交付するなどして、書換え促進に努めています。

なお、平成23年度、及び平成24年度は東日本大震災による免状の汚損、紛失等の影響及び被災者に対する受験料、書換え・再交付手数料の免除措置等により各項目の申請者数が増加していますが、それ以外の年度については、ほぼ横ばいの状況にあります。

なお、免状交付状況は下記表2のとおりです。

■表2 年度別免状交付状況

(単位:人、%)

免状別	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	新規	3,215	3,389	3,865	3,236	3,464
危険	再交付	285	1,321	546	407	350
危険物取扱者	写真書換	2,447	3,015	3,439	2,993	2,733
扱者	本籍等	80	48	41	36	33
	計	6,027	7,773	7,891	6,672	6,580
	新規	470	352	390	407	419
消	再交付	18	108	38	30	32
消防設備士	写真書換	224	304	383	314	312
士	本籍等	9	5	5	8	5
	計	721	769	816	759	768
合 計		6,748	8,542	8,707	7,431	7,348
	前年度比	H15=100	126.6	101.9	85.3	98.9

○ 終わりに

当支部でも、有効な受験者確保対策や経費節減策、また試験監督員の確保及び高齢化対策等々への積極的な取り組みが不可決となっていますが、職員一同、連携・協力し合い解決、改善に向け前向きに取り組んでいきたいと考えていますので、皆様のご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

(震災復興について)

宮城県と言えば、東日本大震災を思い出されるかと思いますが、お蔭様で復興も着実に進んできております。

当支部の事務所前にも15階建ての災害復興住宅が建てられ対策が進んでいることを実感していますが、沿岸部はまだ

まだという感があります。

今、宮城県では、観光客の増加が被災地の経済復興の一助になるとして、「旅して、泊まって、宮城を元気にしよう!」のキャッフレーズのもと、観光復興企画「ふた旅みやぎ キャンペーン」を実施しています。

宮城は、ササニシキ、ひとめぼれなど銘柄米や世界三大漁場の「金華山・三陸沖漁場」で漁獲されるマグロなどの新鮮な魚、高級和牛牛肉の「仙台牛」などのほか、お馴染みの牛タンや笹かまぼこなどもあり広く堪能できます。

また、名勝「松島」や数多い温泉もお楽しみいただけますので、ご家族、お友達お誘いの上、復興支援も兼ねまして是非お越しください。

よろしくお願いいたします。

006

toplc

あれから400年…その4

〇地方各藩が江戸経費分を減税できたら…

仮に地方各藩の江戸経費がゼロで済んでいたら、あち こちの地方はどうなっていただろうか?

例えば年貢が半分の「2公8民」となる。江戸詰めの 要員や「お手伝い」がゼロだから立派な「小さな政府」で、 生産物の8割が農民の手元に残る。農民はタラフク食べ た上に余剰を地元近くの市場に供出し販売する。市場で の価格は下がるが、農民にとっては所得の増加、地元の 消費者にとっては生活の質の向上になる。それで人口も 増え、地域力も益々アップという好循環が生まれただろう。

生活に余裕ができ、余暇とお金が文化面に回されて、 各地の生活文化が、武家階層だけでなく、一般庶民でも 高まって、江戸並みの文化水準に達するのは自然の成り 行きだし、地域ごとの個性も続々と生まれたことだろう。

江戸のまちの華やかな消費経済が全国に豊かな文化を生んだと囃し立てる人がいるが、俗に言う「トリックル・ダウン」のような話は実効性が乏しいことは、我々のたった数年の経験でも実証されている。江戸一極だけの繁栄より、各地の個性的文化が国民全体で生み出す豊かさの方が、ずっと強靱な国を造ることになったに違いないのだ。

〇江戸経費分を地元の振興に使えたら…

各藩の江戸経費がなくなれば、「公」側の取り分を5や4から3にしても、藩が地元で使える財源は増える。その程度の財源増加だけでも、藩域内の生産や生活の基盤整備に回すことができたら、今日にまで残るような都市や農村のハード・ソフト両面の社会共通資産が形成できたはずだ。

そうした可能性があったのに、実際には、大きな資金が、 地方の人民や藩の手元に残らず、江戸で暮らす紀文や商 人たち、単身赴任の地方武士たちの浪費的生活に費消さ れたのだから、そんな江戸の「文化」を高く評価する気 にはならない。やはり、ああした中央集権+集財の方式は、 歴史上の大いなる無駄遣いの淵源だったと捉える必要が ある。

〇明治維新とは言うけれど…

武力を背景とした中央集権による江戸集財システムは、 せっかくの明治維新でも改革されなかった。本当に残念 だ。あの政権交代で、地方各藩は長年かけて建設し維持 管理してきた藩邸を新政府に接収され、膨大な資産を喪 失した。

いつも例に出す紀州藩では、新政府側から藩邸の明け渡しを求められたが、引っ越し作業が進まなかった。業を煮やした新政府側の矢の督促に、留守居役(=今日の東京事務所長)は、そんなこと言われても全体で凡そ

山下 茂 (やました しげる)

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授。 元自治省(現・総務省)消防大学校長

自治省(現・総務省)で地域政策室長・文書課長など、地方で栃木県総務部長・和歌山県副知事などののち、自治省消防大学校長に就任。さらに自治体国際化協会(CLAIR)パリ事務所長を経て、平成16年から現職。

『体系比較地方自治』(平成22年・ぎょうせい)『英国の地方自治』(平成27年・第一法規)『フランスの選挙』(平成18年・第一法規)など、地方自治関係の著書・論文のほか、ペンネームでのエッセイなども多数。

600戸に4千人余りのスタッフがいるのだから簡単には 進まない、と答えたわけだ。(本稿その2/9月号・参考 文献参昭)。

紀州藩の藩邸の宏大さは、日光・田母沢に今も残る主要部分を訪れるだけでも想像できるが(同9月号参照)、あれは複数あった藩邸全体のうち中屋敷の一部=中心部分に過ぎない。上屋敷、下屋敷、その他スタッフ向けの住居などを含めたら、どれほどの資産を江戸で建築し、維持管理し、火災復旧・復興したか、あの時代に藩の財務担当者がバランスシートを作っていたら、江戸時代の2百数十年間、毎年毎年、膨大な富が紀州から持ち出され、江戸で投資的経費と経常的経費に費やされたか分かるだろうが…。

〇廃藩置県も江戸・東京への集財を加速した

明治維新後の早い時期に断行された廃藩置県の結果、 地方の藩主たちは自分の領地を失った。そのうえ、地方 から反旗を翻さないようにと、地元を離れて東京に居住 することを義務づけられたのだ。

なにがしかのレベルの資産は持てたようだが、封建領主としての財政基盤を剥奪されては、生活を支える持続的経済基盤を失っている。だから生活の基盤は、過去に領地から収得した年貢を蓄積したものだったはずだ。それを地元で使うのではなく、東京でのみ使うことになったわけだ。

領主とその家族たちには、然るべき暮らしぶりが維持できるなら、何処で消費しても同じことだったかもしれない。しかし、領主による支出が消え去った地元側は、基大な影響を被ったに違いない。江戸時代であれば、藩主の家族は人質として江戸住まいを強要されたが、お殿様自身は隔年に国元で暮らしたから、複数年で見れば、



その生活費の半分は地元で使われた。それが明治以降は、金額は大幅に減ったとはいえ、全部が全部、有閑階級としての暮らしぶりを支える経費として、東京で使われるようになったのだ。旧藩主の手持ち資産とて元々は地元からの年貢なのだから、それが東京だけに投入されるとは酷いではないか!

○近代的な租税制度も効果は同じ

地元からの年貢は、中央政府の徴収する国税に代わり、 東京で集中管理する国庫に納入されるようになる。その 使い道は、政治権力の集積地たる東京で決定される。

江戸・東京への集財の仕組みは、旧・藩主層の私的経済の面では江戸時代より一層強まったわけだし、政府部門の公的経済の面では、決定権が集積された東京で判断する国庫に集中され、その支出がどれほど地方に環流されるかは、中央の方針次第となった。支出の決定自体は地方各藩において行われていた江戸時代よりも、集財の仕組みは強化され、支出決定の面での中央=江戸・東京への集権構造は格段に強くなったのである。

○現今では東京への「外見」的集財データまである

現今、給料取りの方々は給与所得への所得税を源泉徴収されている。ややこしい確定申告をしないで済むから、正直な納税者であれば、源泉徴収は悪い仕組みではない。ただ、本社が東京にある企業にお勤めの諸兄姉は、経理担当の人に確認してほしい。ご自分の負担する所得税が何処の地域から国庫に納入されているのか?を。

世間では、時折り、国税庁に由来するデータを使って、東京の人々が1人あたりで見て圧倒的に多額の税負担をしていて、国費の使い道でも、補助金や交付税を通じて支える地方団体の歳出でも、地方での財政支出を東京人が支えているというような見方が喧伝される。

国税庁がまとめる税務署ごとの所得税徴収実績を示す統計数字に着眼し、それを都道府県ごとに人口1人あたりに換算すると、東京での数字は他地域を圧する大きさになる。東京人が圧倒的に多額の貢献をして、国庫財政を自分たちだけで支えているかのような見え方=外見になっている。

〇地方人の所得税が東京に「仕送り」されて…

しかし、データをまとめる国税庁自身は、府県ごとに「1人あたり」という計算はせず、単純に税務署ごとにいくらの実績があったかを記録するだけに止めている。徴税の便宜上の仕組みが「外見」のデータに影響するからである。

給料から天引きされる所得税は、地方の住民税と違い、 雇い主が従業員全員の分をまとめて、本社所在地の税務 署に一括納付する。東京の税務署に地方在住者の分まで 納めるので、地方の工場や事務所の勤め人の負担する所 得税でも、地方の税務署の手柄にはカウントされないのだ。

つまり地方で稼ぎがよい方に属する勤め人の所得税は 東京に「仕送り」されて、「外見」データ上、東京にあ る税務署と東京人の手柄になっている。だから、そうい う「外見」ベースでの徴収実績額を地域人口で割り算す れば、東京での数字は著しく膨らみ、地方の数字は逆に 萎縮する。そうして生まれる「外見」の地域差を見て、 東京人は自分たちがえらく多額の納税をし、地方圏の人 たちは少ないと勘違いする。負担が多いのにリターンが 少ない、一方、地方での財政支出は多すぎる、と不平不 満を抱く。そういう誤解が、集権・集財構造を改革する ことに抵抗する勢力を生む。

○福沢諭吉先生の「分財」論に学ぶべし

江戸以来の集権・集財の政治・経済構造を熟知していた福沢諭吉先生は、『分権論』の附録として、「分財の議論」が必要だと、その「趣向」を示している。そこでは、「権と財とは大概其の通行の路を共にして、権の集る所には財も亦集り、権の分かるる所には財も亦共に分かるるものなり」と述べ(福沢諭吉選集・第5巻、1981年・岩波書店刊、p.81)、「分権」のためには「分財」が是非とも必要だと喝破した。

○あまりに長い「江戸・東京時代」は最早「末法」の世に…

江戸・東京への中央「集権」を400年以上も継続している我が国は、その間、さまざまな仕組みによって、中央「集財」も続けてきた。今や、400年もは持続できずに命脈が尽きた平安時代の末期=「末法」の世に似た社会を不安定にする要因が顕在化している。絶対的権力は絶対的に腐敗するとか言う。権力集中に財力集中まで伴うなら、絶対的集中センターたる江戸・東京は腐り、一方、力も財も吸い取られる地方圏の側は絶対的に衰退する。

〇「蟻地獄」東京を打破しよう!

何もかも吸い込んでしまう東京を宇宙のブラック・ホールに喩える表現が巷間に流布している。はかなく散ることに美しさを見出す我が国民には好まれそうな表現だが、その喩え方では、人間には何も打つ手がないことになる。

東京にピッタリの喩え話は、我々でもよく目を凝らせば観察できる「蟻地獄」だ。働くことに一生懸命な蟻たちは、僅かでも収穫を求めて歩き回るうちに、さりげなく設定されているスリ鉢状の捕獲装置に足を取られ、その底で待ち構えているアリジゴクの餌食となる。筆者は、大学生の頃から霞ヶ関通いの数十年間、毎朝、郊外から満員電車で都心へと運ばれていた。今なお変わらず無残な勤労者や学生諸兄姉の姿を見るたび哀しみを禁じ得ない。そういう喩え方をすれば、東京一極への集中は、宇宙の真理ではなく、我々が造っている人為の仕組みが生み出しており、それを打破し改革する術はあるはずだと思えるようになる。

それが分かっていながら、まだ、まだ、まだ、これからも、 過去400年と同じような集権・集財の構造を維持し続け るつもりですか?さあ、よく考えましょう、皆の衆!(や)

tople C

【金沢市消防局の管内情勢】

当市は、石川県のほぼ中央に位置し、北西は日本海に面し、南東は白山連峰に続く山々を境に富山県と接しています。市内には犀川と浅野川の二大清流が貫流し、中心部に加賀百万石前田家の居城であった、金沢城公園と特別名勝の「兼六園」があります。近代建築と城下町の面影が優雅に調和した森の都として、また、日本海側における世界交流拠点都市として発展を遂げています。平成27年3月には、北陸新幹線が開業し多くの人が訪れるようになり、街中では特に外国人を多く見かけるようになりました。

当消防局(以下「当局」)は、管内人口約46万人を有し、1 局、3署、9出張所、職員数418名体制で消防局予防課に 予防係、指導係、危険物係、3署に各予防係を配置し、29名 の毎日勤務者と消防隊が市内約20,000防火対象物の規模・用途に応じて査察等の火災予防業務にあたっています。

【予防技術検定制度】

平成17年に「消防力の基準」の一部が改正され、各所属の火災の予防業務を担当する部署には、火災の予防に関する専門的で高度な知識及び技術を有するものとして、消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を配置するものとされましたが、この資格要件のひとつが予防技術検定の合格でした。当局も、受検職員に対して予防技術検定手数料を補助し、また、資格を取得した後の職員が4年以上の予防実務経験を経た場合には、制服の襟元にはい用する赤色の「記章」(添付 写真参照)を交付するなど、資格取得への意欲を高める本市独自制度が創設されました。

事務的な色合いが濃い予防業務は、現場活動を主とした 消防隊に比べあまり人気がないのが現状ですが、この記章を 付けた職員は「火災の発生を未然に防止できるのは我々予



(記章をはい用している様子。はい用するには、4年以上の予防実務経験が必要となります。)



石川 勝 いしかわ まさる 金沢市消防局 中央消防署 予防係長

防担当者である。」という誇りを持つことができ、今ではこの 「記章」が予防業務に従事する職員のステータスとして、制 服の襟でキラリと輝きを放っております。

【予防技術検定受検の動機】

私は、平成3年4月に消防士を拝命し、消防隊、救助隊、 警防課、県消防防災航空隊への出向、そして情報指令課な ど、災害現場活動の最前線に身を投じ予防業務と対角線上 にいましたが、平成25年4月の人事異動により予防課予防 グループ長の命を受けました。「えっ、まさか、私が???」心の 中で何度も問いかけながら内示を確認しましたが、間違いな い現実でありました。予防グループ長着任当時、予防技術検 定については正直なところほとんど分かっていませんでした が、予防課での業務を進めるうちに、後輩から「消防設備士 乙種すべて取得した。」「去年、予防課の1年生は全員予防 技術検定を受検している。」などの話を耳にし、徐々に、予防 業務の重要性に目覚めたのか「私も基礎からの勉強のため にもチャレンジしてみるか。」と思うようになりました。もちろん、 予防技術検定の受検ははじめてですし、テキストも見たことも ありません。予防課1年生どころか、予防業務1年生として、 46歳!初心に返っての挑戦!となりました。

【合格までのプロセス】

私は当時、予防課の予防グループで消防用設備等の技術基準の審査を担当していましたが、受検科目の「消防用設備等」は、予防課指導グループの業務範囲であり、「防火査察」は署の予防グループの業務範囲であったため、受検科目に迷いましたが「まずは署の現場のことを知ろう。」という考えで「防火査察」を受検することにしました。とはいえ、毎日の業務に追われていた私にとっては、受検の申請はしたもののテキストを開く間もなく月日ばかりが流れてしまいました。

12月に入り、不安を感じた私は、署の受検者達の勉強の進捗が気になり始め、「毎日、少しずつやっています。」との返

topic

答に焦り出しましたが、幸いにして、12月中旬からは少し業務が落ち着き年末年始の休みでようやく「本格始動」することができました。

ところが年が明けるとまた毎日の業務に追われ、一時はパニック状態にも陥り、投げ出したい気持ちにも襲われましたが、後輩が「去年も年度末が忙しくて、帰宅して11時から1時ごろまでを勉強時間に充てました。」と言っていたのを思い出し、「寝る間を削り、時間を作るしかない!…。」と、焦りながらも気持ちを入れ替え、毎晩、目を擦りながら、時にはそのまま眠り込んだ日々が思い出されます。また、署の予防担当の経験もない私には、査察実務イメージをすることができず、なかなか頭に入らないところもありましたが、署の予防担当者に「これ、どういうこと?」と、恥も外聞も捨てて質問していたことが、今では良い思い出となっています。

具体的な勉強方法としては、模擬問題集や消防関係の 雑誌に掲載している過去の予防技術検定模擬テストを3~ 5回やり、これで、おおよそ試験の雰囲気はつかめたと思い検 定に望むことができました。

受検当日は、模擬問題集やテストよりも広範囲で、「テキストに載っていたな…。」とわかるものの、4択の内、残り2択の判断に苦しみました。特に、共通科目では悩みましたが結果的には100%という成績で「合格」を手にすることができ、資格者のスタートラインに立てたと一安心しています。

【検定の活用状況等】

現在、私は消防署予防係として査察を中心とした業務をしていますが、近年の予防行政の重点項目でもある違反防火対象物の是正の推進にも取り組んでいます。違反防火対象物に対する是正計画、指導経過を記載した台帳の作成をするとともにOA化し、さらに、予防課が実施する違反是正研修会へ積極的に参加し技術の習得に努めるなど、消防局と消防署が一体となって違反是正に取り組んでいるところです。先日も査察現場から連絡があり、火災予防上の障害除去に係る「消防法第5条の3」の対象となりそうな防火対象物に即対応するため、テキストの「防火査察」に記載してある「違反処理標準マニュアル(以下「マニュアル」)」を参考に予防課と協議をしながら是正に取り組みました。また、長年違反が是正されない防火対象物についてもマニュアルを参考に命令を視野に入れながら違反処理を実施しているところで、現在の私にとって検定のテキストは、受検の参考書から実務の

参考書へと、予防現場の一つのツールとなっています。

【今後について】

今後は、昨年度受検できなかった「消防用設備等」「危険物」の科目にもチャレンジしながら予防業務に励み、予防担当のステータスである赤バッチを制服に貼付したいと考えています。これは、現場一筋の職員や若手職員にも「あの人は歳をとってから予防をやっているんだ。俺にもできるのでは。」と少しでも身近に感じてもらい、職員全員が予防業務に興味を持ってもらいたいと思っているからです。

石川県内のとある消防本部では、定期的に予防業務研修等を開催し、組織全体で予防業務を後押しすることで、若手職員が予防に対して興味を持ち始め、毎年多くの職員が積極的に受検するようになったと聞いています。検定は予防業務の知識・技術の向上はもとより、自己啓発にもなり、予防業務の基本を知る非常に有効なものであると言えますので、当局においても若手職員のみならずベテラン職員にもぜひチャレンジして欲しいと思っています。

【最後に】

近年、日本各地で大きな災害や火災が毎年のように発生し、それに伴い消防を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの変化に素早く対応していくことが市民への期待や信頼につながると思います。そのためには、一人ひとりが常に危機意識を持って毎日の業務に取り組んでいく必要があり、私自身も微力ながら自己研さんと学習に努め「火災予防の知識」という防火衣を身にまとい、伝統のある金沢市の火災予防の一翼を担いたいと考えています。



(事業所で従業員に対して屋内消火栓設備の取り 扱い指導中)



(事業所で屋内消火 栓設備を点検中)

tople C



甲種危険物取扱者試験合格までの道程

青森県立八戸水産高等学校は、明治42年に「青森県水産試験場伝習部」として設置され、今年で107年目を迎える全国でも有数の伝統と実績のある青森県で唯一の水産高等学校であります。

本校が所在する八戸市は、青森県南部地方の中心都市であり全国屈指の漁港を持ち、水産業とともに発展し、また工業都市としても発展を続けており、港町と工業都市の2つの性格を併せ持った活気ある街です。

本校の学科は、海洋・船舶関連のスペシャリストを養成する「海洋生産科」、魚介類の食品製造・管理・流通等のスペシャリストを養成する「水産食品科」、船舶や工場の心臓部である機関を主体的に学び、総合的エンジニアを養成する「水産工学科」、海のマルチメディアに対応できる海洋エレクトロニクスのスペシャリストを養成する「情報通信科」の4学科が設置されています。

さて、平成27年度の前期危険物取扱者試験において、 本校から同一試験日に一挙3名の生徒が甲種危険物取 扱者試験に合格しました。これは青森県初の快挙です。

ここに見事、甲種危険物取扱者試験に合格した3名 の生徒達の合格までの試験への取り組み方を御紹介い たします。

青木 祐太郎 あおき ゆうたろう 海洋生産科3年

1 危険物取扱者に取り組んだきっかけ、丙種への チャレンジ

寮生で、入学後も目標をみつけられずにいた私は、「国家試験の難しさを知って欲しい。」と危険物取扱者の受験を勧められました。丙種の試験は、初めての沿岸航海実習が終わった翌日のため、直前の勉強は、船酔いなど予定通りに勉強できず、また、寮でも限られた時間の中で勉強しなければなりませんでした。体調も万全でない中受験しましたが、合格した時の充実感と達成感はこの上なく、更に上級を目指そうと思いました。

2 乙種第4類へステップアップ

乙4も丙種と同じ位だろうと甘く考えていましたが、要求される知識のレベルは全く異なっていました。「問題を解き、わからない部分を洗い出し、詳しく調べる。」この方法に変えると、効率よく欠点をみつけられ、わからないこととそれに関連する項目を整理して覚えることができました。端艇部の活動との両立に励みながら、寮の自室で努力を積み重ねた結果、合格することができました。

3 乙種全類取得へ向けて

乙4に合格したことで、さらに他の類を取得したいという欲求が生まれました。他の類を乙種の科目免除で受験する際、その類の性質と消火に関する問題10問だけです。問題の傾向に苦しみながら、ノートにまとめ、要点を抑え、勉強し、乙1、6に合格しました。次に乙2、3、5と同時に挑戦しました。全く性質も異なる3つの類の勉強は簡単ではありませんでしたが、3つの類全てに合格し、全類取得できたことは本当に嬉しかったです。

4 最後の難関甲種危険物取扱者

丙種、乙種全類に合格し、免状の空欄があと1つで臨んだ甲種危険物取扱者試験で、初めて挫折を味わいました。これまで不合格を体験した事が無かった私は甘く考えていたのです。甲種で求められる物理や化学の知識は、高校の学習内容だけでは足りないレベルでした。そこで、様々な教材を使い、インターネットで調べるなど徹底的に勉強し、弱点を克服して、二度目の受験で甲種に合格することができました。

金入 拓実 かねいり たくみ 海洋生産科3年

1 危険物取扱者に取り組んだきっかけ、丙種への チャレンジ

私が危険物取扱者に取り組んだのは、青木君が6月 の試験に合格し、次は乙4への挑戦を決めた9月でし た。「ノートを取るのは遅いが、丁寧に図を書き写す。 この真面目さがあればきっとできる。」先生から「国家 試験の難しさを知って欲しい。」と勧められました。用 語として出てくる「認可」や「承認」など、私達高校生 には聞き慣れない言葉が多く大変でしたが、繰り返し 勉強していくと、違いを理解できました。燃焼・消火の 部分は他の分野とは異なり、2問しか間違えられない ので大変でした。丙種は、私達に身近な危険物の内容 が多かったので、勉強しやすく、合格することができま した。

2 乙種第4類と化学への興味

丙種合格から1ヶ月後、先生から渡された願書は「乙 4 | でした。 乙4 は丙種より問題数や扱える物品が増え、 より専門的知識が求められます。その中でも私が力を 入れたのが化学でした。化学は難しいというイメージ でしたが、やってみると面白く、目に見えない現象も理 論的に説明することができることに夢中になりました。 すると、他の分野にも関連づけて学習する事ができ、 物理・化学分野だけでなく、性質・消火の分野の得点 も伸び、練習問題を繰り返し解くことで、合格できま した。

3 甲種への挑戦権を手にするために

乙4に合格して、「甲種を取ってやる。」という気持 ちが芽生えた私は、まず乙3、5、6を同時に受験する ことにしました。問題数も科目免除で少なく、勉強も 楽に思えましたが、実際は物質毎の性質や取扱いなど

様々な知識が求められます。そんな時メモリーツリー という勉強・記憶方法に出会いました。この方法との 出会いで、勉強の効率が一気に向上し、言葉や計算も イメージや想像力で思い出し、化学の知識と組み合わ せることで覚えられ合格できました。

4 甲種危険物取扱者への挑戦

先生から願書を渡され、迷い無く「甲種」と記入し、「2 年生で甲種に合格してやる。」と覚悟を決めて勉強に取 り組みました。法令の分野は先生の言っていた通り、 乙4の知識が身についていれば簡単でした。性質・消 火に関しては乙1、2もメモリーツリーを導入し、一気 に覚えました。残る物理・化学分野だけはこれまでの 2分野と異なり、難しかったため、進学校でも用いるよ うな化学の参考書を購入して、勉強に励みました。そ の過程で原子や危険物だけでなく、身近な物質の製法 など楽しく勉強でき、特に有機化学の分野は面白かっ たです。しかし、自信を持って臨んだ初めての甲種受 験は、緊張のせいかケアレスミスをして不合格となっ てしまいました。そして、2回目の受験で合格できまし た。

長宝 宙 ちょうほう ひろし 水産工学科3年

1 危険物取扱者に取り組んだきっかけ、乙4への チャレンジ

私が所属する水産工学科は船舶の機関士を養成する 県内唯一の学科です。機関士は、機関や電気、その他様々 な機器、油類など幅広い知識を求められます。学科の 学習内容のうち乙4は油類の取扱いに関連し、1年次 にクラス全員が挑戦します。初めて受験する「国家資 格」。ここから私の挑戦が始まりました。理科が苦手だっ た私は、特に物理、化学には苦戦しました。しかし、わ からないところは積極的に質問し、勉強を積み重ね、 試験前には「いける」と自信を持って受験することが



できました。「日々地道に努力を続ける。」このことが合格に繋がったと思います。

2 不合格の衝撃

乙4を合格した私は、最短ルートで甲種を取得したくなり、考えた結果、乙3、5、6を複数受験することにしました。科目免除で10問しかない試験問題、一発合格した乙4、完全に油断し勉強不足の私は、乙5のみ合格でした。

3 化学との出会い

不合格を体験して、落ち込んだ私は、一時期やる気を失いました。しかし、今回甲種に同時合格した青木君や金入君達が次々と他の類を合格していると知り、再び危険物取扱者への挑戦意欲が沸き起こりました。ライバルかつ、仲間である彼らに勉強の仕方を聞き、まず「化学」を理解することが近道であると知って、化学の参考書を購入し、リベンジを果たすための挑戦が始まりました。

4 甲種危険物取扱者合格

ただ暗記するだけだった勉強も化学を勉強することでより深く理解し覚えられる様になりました。その結果、前回不合格だった乙3、6に合格し、「甲種」には余裕をもって勉強に取組みました。それもあって難関と感じることなく、合格することができました。

最後に

3人から後輩達へ

私達が危険物取扱者へ取組む中で感じたことは3つあります。まず「仲間の大切さ」です。難しくても、切磋琢磨し合う仲間がいれば継続することができます。次に「努力は裏切らない」ということです。わからなくても繰り返し努力することで必ず解決できます。

最後に「結果が全てではない」ということです。合

格という結果のため様々な努力をしてきましたが、その過程で知識だけでなく、努力する姿勢やかけがえのない仲間など沢山のものを得ました。このことは今後の社会生活にも役立つものと確信しています。

自分を信じ、努力を続ければ、どんな高い壁も越えられます。自分の目標に向かって頑張れ。



平成27年7月21日、青森県支部からの特別表彰時撮影、 左から青木 祐太郎、金入 拓実、長宝 宙



消防庁の通知・通達等

◆「平成27年版消防白書」の公表

平成27年12月22日

消防庁

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

平成27年版消防白書では、特集において、創設20周年を迎えた緊急消防援助隊と消防 団を中核とした地域防災力の充実強化について取り上げるとともに、トピックスにおいて、この1年における消防・防災をめぐる出来事等を記載しています。(消防白書は、消防庁のホームページに掲載されています。)

なお、ご参考に、特集、トピックス及び本編の目次を掲載します。

はじめに

阪神・淡路大震災から20年

~2つの大震災を踏まえた消防防災体制の充実~

特集

【特集1】 創設20周年を迎えた緊急消防援助隊

- 1 緊急消防援助隊の充実強化に向 けて
- 2 訓練の推進
- 3 進化する緊急消防援助隊

【特集 2】消防団を中核とした地域防災力の充 実強化:

- 1 「消防団を中核とした地域防災力 の充実強化に関する法律」の制定 を受けた取組と最近の消防団等 の活躍
- 2 引き続き実施すべき消防団の充 実強化施策
- 3 地域における防災体制の強化

本 編

第1章 災害の現況と課題

第1節 火災予防

第2節 危険物施設等における災害対策

第3節 石油コンビナート災害対策

第4節 林野火災対策

第5節 風水害対策

第6節 震災対策

第7節 原子力災害対策

第8節 その他の災害対策

第2章 消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

第2節 市町村消防の広域化

第3節 消防職団員の活動

第4節 教育訓練体制

第5節 救急体制

トピックス

【トピックス1】 消防における女性の更なる活躍の推進

- 1 消防本部における女性消防吏 員の活躍推進
- 2 消防団における女性消防団員 の活躍推進

【トピックス2】国際緊急援助及び消防防災に関する国際交流の最近の動き

- 1 ネパール地震災害に対する国際緊急援助隊救助チームの派遣
- 2 第3回国連防災世界会議への 参画

【トピックス3】熱中症への対応

- 1 熱中症と救急業務の関わり
- 2 夏期における熱中症による救 急搬送人員数の調査
- 3 熱中症予防の取組

【トピックス4】 台風第18号から続く大雨等への対応 (平成27年9月関東・東北豪雨含む)

- 1 災害の概要
- 2 政府の主な動き及び消防機関 の活動
- 3 関係機関との連携

第6節 救助体制

第7節 航空消防防災体制

第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊

第9節 国と地方公共団体の防災体制

第10節 消防防災の情報化の推進

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

第2節 北朝鮮ミサイル発射事案への対応に

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地 域づくり

第5章 国際的課題への対応

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

附属資料

◆建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について

消防危第268号 平成27年12月8日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・政令指定都市消防長 あて



近年、救急医療用へリコプター(救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置 法(平成19年法律第103号)第2条に規定するものをいう。)の需要が高まり、全国的な配備が進めら れています。

このため、病院等の建築物の屋上に設けられたヘリポートに給油設備を設置する事例が見られ、危険 物の取扱量を踏まえ市町村条例に基づく少量危険物貯蔵取扱所として認められ運用されています。この ような中、同種の施設において、災害時の対応等を念頭に、1日の最大取扱量が指定数量以上となる ことも想定し、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)に基 づく航空機に給油する給油取扱所(以下「航空機給油取扱所」という。)として設置したいという要望 が増加しています。

このことを踏まえ、今般、建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策に係る指導 指針を下記のとおりとりまとめました。

つきましては、貴管内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨 周知され、建築物の屋上に航空機給油取扱所が設置される場合の安全対策に係る指導に御活用頂くよ うお願いします。なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言 として発出するものであることを申し添えます。

記

1 設置基準及び許可範囲等について

- (1) 航空機給油取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
- (2) 航空機給油取扱所として規制を受ける部分は、建築物全体ではなく、給油設備、航空機に直 接給油するための空地、配管、その他危険物関連機器等とすること。なお、危険物を貯蔵し、 又は取り扱うタンク(以下「危険物タンク」という。) は屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所 又は地下タンク貯蔵所として許可するものとし、ポンプ機器はこれらの許可施設に附属する設備 として取り扱うこと。
- (3) ポンプ機器及び危険物タンク(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は 取り扱うタンクを含む。) は2階以上の階に設置しないこと。
- (4) 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、JetA-1(日本工業規格K2209の航空タービン燃料油1号) とすること。また、航空機給油取扱所の許可数量については、建築物の屋上で航空機に給油 する場合の1日の最大取扱量により算定すること。当該取扱量が指定数量の5分の1以上指定 数量未満となる場合は、市町村条例に基づく少量危険物貯蔵取扱所としての基準が適用される ものであること。

2 航空機給油取扱所の設備について

- (1) 給油設備は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第26 条第3項第1号 口の規定による、給油配管(燃料を移送するための配管をいう。)及び当該給油配管の先端部 に接続するホース機器とすること。
- (2) 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設けないこと。
- (3) 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次によること。

- ア 配管から危険物が流出した場合において、危険物及び可燃性蒸気の建築物への流入を防止す るため、以下のいずれかの措置を講ずること。
 - ・さや管又はこれに類する構造物(パイプシャフト等)の中に配管を設置する。
 - ・屋外に配管を設置するとともに、建築物の開口部及びその上部の外壁部分への設置を避ける。
- イ 点検が容易でない場所に設ける配管及び建築物外に設置された危険物タンクと建築物との連 絡部分に設ける配管の接合は、溶接その他危険物の流出のおそれがないと認められる方法に よること。
- ウ 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接合部分を設けないこ ے ح
- エ 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること。なお、当該表示については、 屋内に設けられる配管にあっては、点検のために設けられた開口部にある配管ごとに、屋外に ある配管にあっては、見易い箇所に1箇所以上表示すること。
- オ 屋上に電磁弁を設ける等により、給油量を管理し、必要以上の危険物が屋上に送油されない ための措置を講ずること。
- カ ポンプ吐出側直近部分の配管に逆止弁を設ける等により、配管内の危険物がポンプ機器付近 で大量に流出することを防止するための措置を講ずること。
- (4) ポンプ機器を停止する等により危険物タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装 置を設けること。また、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作する ことができる箇所に設けること。
- (5) 消火設備については、危政令第20条の基準によるほか、第3種の消火設備を設置することが 望ましいこと。
- 3 給油体制について

給油は、火災その他の災害が発生した際に危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等の必要な 対応が速やかに実施できるよう適切な体制で行うこと。

4 予防規程について

災害その他の非常の場合に取るべき措置として、危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等に 関する事項を定めること。

5 避難経路について

屋上からの避難経路については、複数設置することが望ましいこと。

※ 全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。 http://www.fdma.go.jp/

10月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲 種	2,584	812	31.4%
乙種第1類	1,083	714	65.9%
乙種第2類	1,173	786	67.0%
乙種第3類	1,313	912	69.5%
乙種第4類	24,235	6,717	27.7%
乙種第5類	1,294	896	69.2%
乙種第6類	1,359	958	70.5%
乙種計	30,457	10,983	36.1%
丙種	3,196	1,767	55.3%
合 計	36,237	13,562	37.4%

□危険物取扱者試験実施支部等

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、愛媛、福岡

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	94	16	17.0%
甲種第1類	121	5	4.1%
甲種第2類	175	69	39.4%
甲種第3類	184	30	16.3%
甲種第4類	174	44	25.3%
甲種第5類	161	43	26.7%
甲種計	909	207	22.8%
乙種第1類	112	21	18.8%
乙種第2類	35	14	40.0%
乙種第3類	35	15	42.9%
乙種第4類	125	31	24.8%
乙種第5類	66	18	27.3%
乙種第6類	576	220	38.2%
乙種第7類	52	37	71.2%
乙 種 計	1,001	356	35.6%
合 計	1,910	563	29.5%

□消防設備士試験実施支部等

宮城、東京、新潟

10月中の免状作成状況

(単位:件)

					(丰位・円)	
	危険物取	扱者免状	消防設備	計士免状	合	計
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	5,462	72,782	3,922	17,840	9,384	90,622
本籍等の書換え	139	1,144	21	136	160	1,280
写真書換え	9,125	65,879	1,720	7,490	10,845	73,369
再 交 付	972	7,153	105	661	1,077	7,814
計	15,698	146,958	5,768	26,127	21,466	173,085

[※] 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

11月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲 種	4,944	1,568	31.7%
乙種第1類	2,948	1,941	65.8%
乙種第2類	2,768	1,776	64.2%
乙種第3類	3,150	2,173	69.0%
乙種第4類	59,746	16,381	27.4%
乙種第5類	3,119	2,055	65.9%
乙種第6類	3,707	2,408	65.0%
乙種計	75,438	26,734	35.4%
丙種	9,414	4,435	47.1%
合 計	89,796	32,737	36.5%

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宫城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、干葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	9	0	0.0%
甲種第1類	736	219	29.8%
甲種第2類	81	18	22.2%
甲種第3類	93	36	38.7%
甲種第4類	1,326	392	29.6%
甲種第5類	115	30	26.1%
甲種計	2,360	695	29.4%
乙種第1類	113	33	29.2%
乙種第2類	29	8	27.6%
乙種第3類	40	10	25.0%
乙種第4類	827	212	25.6%
乙種第5類	31	11	35.5%
乙種第6類	703	249	35.4%
乙種第7類	397	236	59.4%
乙 種 計	2,140	759	35.5%
合 計	4,500	1,454	32.3%

□消防設備士試験実施支部等

北海道、秋田、東京、兵庫、鳥取、沖縄

11月中の免状作成状況

(単位:件)

					(半位.計)	
	危険物取	扱者免状	消防設備	計士免状	合	計
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	10,012	82,794	1,556	19,396	11,568	102,190
本籍等の書換え	137	1,281	12	148	149	1,429
写真書換え	9,152	75,031	1,412	8,902	10,564	83,933
再 交 付	901	8,054	97	758	998	8,812
計	20,202	167,160	3,077	29,204	23,279	196,364

[※] 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

[※] 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程 (願書受付が2・3月にかかる日程分を抜粋)																	
		試験日		受付期間					乙種								
支部名	『名			電子申請		書面申請		甲種	- (#								
		月日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
北淮	爭道	3月27日	日	2月19日	2月26日	2月22日	2月29日	_	-	_	-	Z4	-	_	丙		
岩	手	3月19日	±	2月 5日	2月13日	2月 8日	2月16日	_	_	_	-	Z 4	-	_	_		
埼	玉	3月 6日	日	1月25日	2月 7日	1月28日	2月10日	甲	Z1	乙2	Z3	Z 4	Z5	Z6	丙		
	京	3月19日	±	1月18日	1月29日	1月21日	2月 1日	_	_	-	-	Z4	-	_	-		
東		3月26日	±	1月25日	2月 5日	1月28日	2月 8日	_	_	_	-	Z4	_	_	_		
		3月30日	水					_	Z1	乙2	乙3	-	乙5	Z6	丙		
滋	賀	3月 6日	日	1月19日	1月30日	1月22日	2月 2日	甲	Z1	乙2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙		
大	阪	4月17日	B	3月 6日	3月13日	3月 9日	3月16日	甲	Z1	乙2	Z3	乙4	Z5	Z6	丙		

消防設備士試験日程 (願書受付が2・3月にかかる日程分を抜粋)																				
支部名		試験日		受付期間				甲種					乙種							
				電子申請		書面申請		- 1 · 100E						3性						
		月日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
秋	田	3月 6日	日	1月19日	1月31日	1月22日	2月 3日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	乙2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
東	京	3月21日	月	1月18日	1月29日	1月21日	2月 1日		_	_		_	_		_		_	_	Z6	
	ж	3月27日	日	1月25日	2月 5日	1月28日	2月 8日					甲4							_	
新	潟	3月12日	±	1月24日	2月 7日	1月27日	2月10日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	乙2	Z3	Z 4	Z5	Z6	Z7
岐	阜	3月20日	日	2月 7日	2月16日	2月10日	2月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	乙2	Z3	Z 4	Z5	Z6	Z7
京	都	3月27日	日	1月24日	2月 2日	1月27日	2月 5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	乙2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
沖	縄	3月 6日	日	1月26日	2月 2日	1月29日	2月 5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	乙2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7



Voice...•

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

昨年のわが国は、口永良部島噴火災害、9月の関東・東北豪雨災害などの自然 災害により多くの被害が生じました。一方で、ラグビーのワールードカップでの 日本チームの大活躍など明るい話題もありました。今年こそは大きな災害も無く、 平穏で安らかな1年となることを願うところです。

安全な暮らしを保つためには、日ごろからの防火防災への備え、危機管理意識の 醸成等をいかに社会全体で果たしていくか、ハード、ソフト両面での安全安心な生 活環境の確保が望まれます。このような中で当センターの果たすべき役割を再確 認し、社会に貢献できるよう努めて参りたいと考えています。

本誌を通じ、より参考になる情報を提供できるよう誌面のさらなる充実に努めてまいりますので、本年もよろしくお願いします。

皆さんのこの一年が平穏で健やかなものとなることをお祈りいたします。

2016 January



制作: ● (一財) 消防試験研究センター http://www.shoubo-shiken.or.jp/



消防試験研究センターだより



編集•発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階 TEL.050(3803)9279(企画研究部)/ FAX.03(5511)2751 ホームページ http://www.shoubo-shiken.or.jp/モバイルサイト http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/